

土岐市人権施策推進指針について

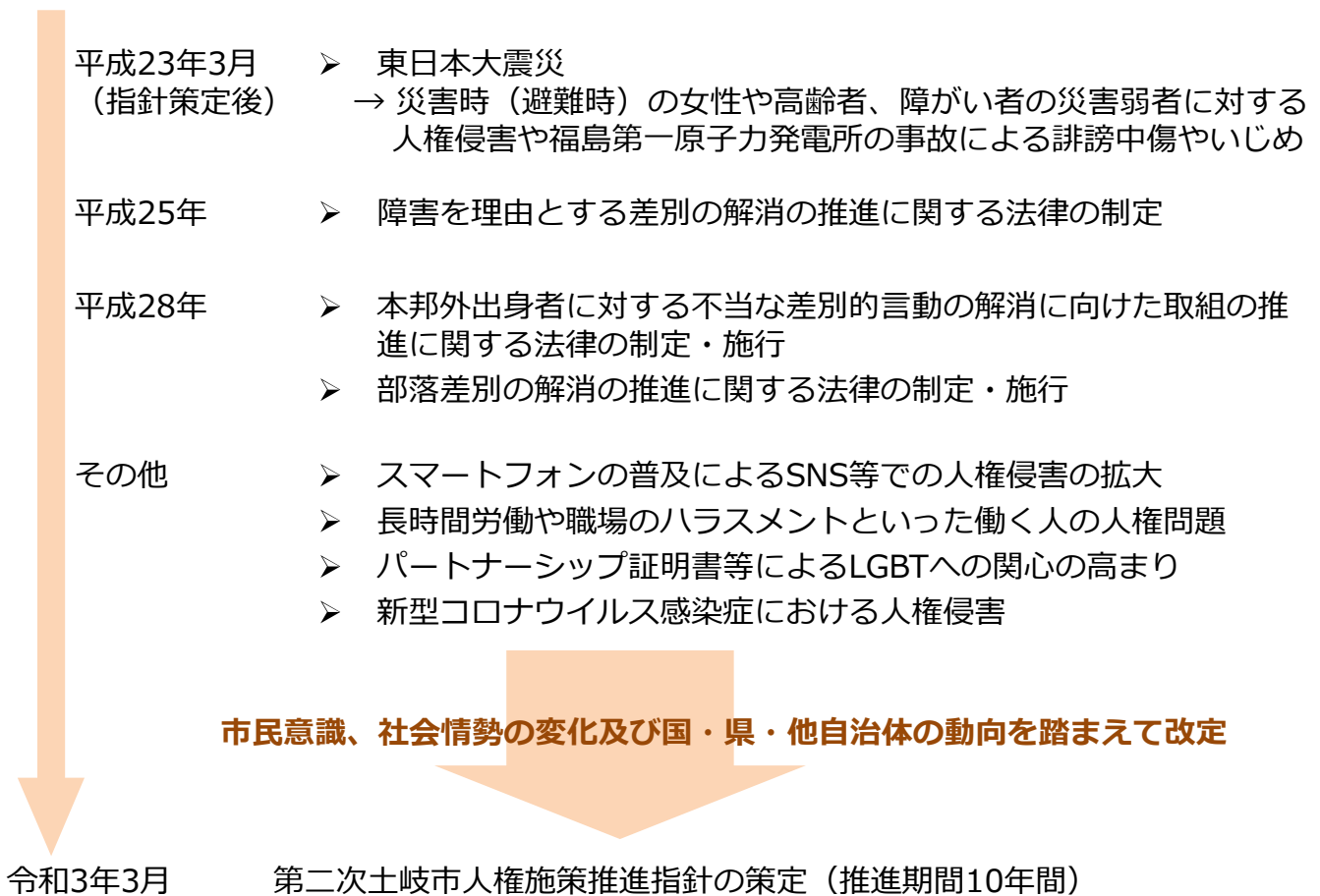
1. 策定の趣旨

平成23年3月

土岐市人権施策推進指針策定（推進期間10年間）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考えや施策展開の方向などを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定

（指針策定後の社会及び国の動向の変化）



土岐市人権施策推進指針について

2. 策定スケジュール

年 月	内 容
令和2年6月	人権に関する市民意識調査 ・ 主な人権課題の関心度合い ・ 主な人権課題に関する問題点について ・ 市の人権の取り組みについて
12月	第1回人権施策推進指針策定委員会 ・ 市民意識調査の結果について ・ これまでの人権に関する市の取り組みについて ・ 指針の策定方針について 素案に対する庁内調整等
令和3年1月	第2回人権施策推進指針策定委員会 ・ 素案について
2月	議会説明（全員協議会） パブリックコメント
3月	第3回人権施策推進指針策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について
	第二次土岐市人権施策推進指針の策定（推進期間10年間）